

県民の負託にこたえる県議会にするための申し入れ

千葉県議会議長 阿井 伸也 様

2019年6月5日 日本共産党千葉県議会議員団

憲法および地方自治法に基づく二元代表制のもとで、県議会は、住民の意思を代表し、条例制定や予算の議決をはじめとする県行政の基本を定めるとともに、公正で民主的かつ効率的な行政が行われるよう批判・監視する機能を有している。

この基本的な機能を果たすためには、議員の自由な発言の保障、いわゆる「少数会派」の尊重が極めて重要である。本議会は、4月の改選によって議員総数94人のうち、14人（15%）が少数会派・無所属となっており、これまでも増して少数意見を尊重した議会運営が求められている。

県民の負託と多様な民意に応え、地方自治の主人公である住民に開かれた県議会とすることは、会派や政治的立場の違いをこえた議員一人ひとりの責務である。

そこで、以下の諸点について改善をはかるべく申し入れるものである。

1. 委員会における十分な質疑時間を確保すること。
 - ①常任委員会での十分な審議時間を保障するため、開催当日の委員会視察は、原則として行わないこと。
 - ②決算審査特別委員会に「少数会派」の委員枠を設けること。あわせて、開催日を増やし、一日に審査する部局数を減らすこと。
 - ③初日のみとなった予算委員会のテレビ中継は、全審議の中継に戻すこと。
2. 議会運営に関する事項は、「少数会派」を尊重し、全会一致を原則とすること。
 - ①交渉会派の要件である所属議員数を引き下げること。
 - ②議会運営委員会の必要な視察は、委員外議員を含む全会派からの参加を保障すること。
3. 議会が推薦する男女共同参画推進懇話会委員の決め方は、これまでの慣例を尊重し、「少数会派」を含む全会派の合意を大原則とすること。
4. 県民に開かれた県議会をめざして
 - ①常任委員会、決算審査特別委員会のインターネット中継を行うこと。
 - ②乳幼児を連れた県民の傍聴および杖や頻繁な水分補給が欠かせない高齢者等の当該物品の傍聴席への持ち込みを認めること。
 - ③補聴器使用者に配慮し、会議場傍聴席および常任委員会室に磁気ループを設置すること。
 - ④「県議会だより」は、質疑内容をよりわかりやすくするなど改善、充実をはかること。
 - ⑤政務活動費の収支報告はホームページで公開すること。
5. 公費を使った海外調査（派遣）は、実施しないこと。

以上